

健康保険組合からのお知らせ

こんなときには、届出が必要です

4月は入学や就職など、新しい生活のスタートです。健保組合の被扶養者になっているご家族が就職したり、収入が増えたときには、扶養から外れていただくための手続きが必要となりますので、忘れずに「被扶養者（異動）届」を提出してください。

こんなときは扶養から外れます

- 就職したとき
- パートやアルバイト、年金等の収入が増えたとき
⇒ 年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円、従業員501人以上の会社で働く人は106万円）以上が見込まれるとき
- 雇用保険から失業給付を受給したとき
⇒ 日額が3,612円（60歳以上または障害者は5,000円）以上受給するとき
- 結婚して配偶者の扶養に入ったとき
- 離婚したとき
- 同居が条件で扶養していた人と別居になったとき
- 扶養している人への仕送りをやめたとき

※ 2020年4月から、被扶養者になれる条件に『国内に居住していること』が追加されました。ただし、外国に留学する学生などは例外的に被扶養者になります

-扶養から外れたときの手続きについて-

所属の事務管理課まで下記の書類を提出してください

- ① 被扶養者（異動）届
- ② 健康保険証（被保険者及び扶養から外れる人の分）
- ③ 他健保へ加入した場合は新しい保険証のコピー



《重要》扶養削除の届出をしないと・・・

ご家族が被扶養者として認定される条件は、「健康保険法」で定められています。しかしながら、ご家族の収入が増えて、**被扶養者の資格が無くなったにもかかわらず、届出を出さない人がいます。**

このような人がいると、本来は払わなくてもいい人の医療費まで他の皆さまの保険料から負担しなければなりません。また、国へ納める高額な納付金は、加入者の人数が関係しており、さらに高い納付金を払うこととなります。

つまり、家族の保険料を払いたくないために**ゴマカシ**をしている人がいると、**健保の財政はますます苦しくなり、皆さまの保険料が上がる要因**となります。これでは「自分さえよければ」という人が得をし、ルールを正しく守ってる人が損をすることになります。

健康保険は、相互扶助の精神により、皆さまが毎月払う保険料で成り立っています。CSPの仲間がお互いに助け合う制度であることをご理解いただき、必ず届出をしてくださるよう、お願いいたします。

被扶養者の資格が既になくなっているにもかかわらず、届出を怠った場合は、遡って資格を取り消し、当該期間中に健保組合が負担した医療費、その他給付金を返金していただきます。